

# 神奈川県監査委員職務執行規程

昭和54年4月13日  
監査委員告示第1号

改正 昭和58年3月10日監査委員告示第1号 平成2年3月31日監査委員告示第2号  
平成3年8月9日監査委員告示第1号 平成3年12月27日監査委員告示第2号  
平成8年3月29日監査委員告示第3号 平成11年3月31日監査委員告示第3号  
平成12年3月31日監査委員告示第2号 平成16年3月30日監査委員告示第1号  
平成17年3月29日監査委員告示第2号 平成20年7月15日監査委員告示第4号  
平成22年3月30日監査委員告示第4号 平成24年3月30日監査委員告示第1号  
平成25年3月29日監査委員告示第1号 平成27年3月20日監査委員告示第1号  
平成28年3月31日監査委員告示第号

神奈川県監査委員職務執行規程を次のように定める。

## 神奈川県監査委員職務執行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、神奈川県監査委員に関する条例(昭和36年神奈川県条例第3号)第6条の規定に基づき、監査委員の職務執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表監査委員)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の3第1項の規定による代表監査委員は、監査委員(以下「委員」という。)の協議により選任する。

2 代表監査委員の任期は1年とする。ただし、再任されることができる。

3 代表監査委員は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 事務局長(以下「局長」という。)その他の事務局職員の任免、給与、分限、懲戒及び服務に関すること。

(2) 予算見積りの策定に関すること。

(3) 委員の職務旅行及び局長その他の事務局職員の旅行命令に関すること。

(4) 監査、審査及び検査(以下「監査等」という。)の日程作成及び実施通知に関すること。

(5) 神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)、神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)及び神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年神奈川県条例第8号)の施行に関すること。

(6) 局長その他の事務局職員の外部監査人が行う監査の事務への協力に関すること。

(7) その他委員の庶務に関すること。

4 代表監査委員は、その選任後速やかに、法第199条の3第4項の規定によりその職務を代理する委員を指定する。

(監査委員協議会)

第3条 委員は、法、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)により委員の合議によることとされているもの及び次に掲げる事項を協議するため、監査委員協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(1) 規程の制定及び改廃に関すること。

(2) 監査等の実施方針に関すること。

(3) 監査等の実施計画に関すること。

(4) 監査の請求又は要求に基づく監査の実施に関すること。

(5) 例月出納検査又は指定金融機関等の監査の結果に関すること。

(6) その他委員の職務執行に関すること。

2 前項の協議は、文書による回議をもつてこれに代えることができる。

3 協議会は、代表監査委員が招集し、毎月1回開催することを例とする。

4 協議会は、非公開とする。

( 監査等の種別 )

第4条 監査等の種別は、次の各号のとおりとする。

- (1) 定期監査 県の全ての所属に対して、毎年、期日を定めて行う財務監査（県の財務に関する事務の執行の監査及び県が経営する地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される事業の管理の監査をいう。以下同じ。）及び必要に応じて財務監査と併せて行う事務監査（法第199条第2項の規定に基づき県の事務の執行について行う監査をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 随時監査 必要があると認めるときに行う財務監査（定期監査に該当するものを除く。）をいう。
- (3) 特定事務監査 県の特定の事務の執行について行う事務監査（定期監査に該当するものを除く。）をいう。
- (4) 財政的援助団体等の監査 県が財政的援助を与え、出資し、若しくは借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの、県が受益権を有する信託の受託者又は県が公の施設の管理を行わせているものに対し、当該財政的援助、出資、保証、信託又は管理の業務に係る出納その他の事務の執行について行う監査をいう。
- (5) 指定金融機関等の監査 当該金融機関が取り扱う公金の収納及び支払の事務について行う監査をいう。
- (6) 例月出納検査 毎月、現金の出納及び保管の状況について行う検査をいう。
- (7) 決算審査 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計の決算並びに決算に関する証書類等について行う審査をいう。
- (8) 基金運用状況の審査 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合において、その運用の状況を示した書類について行う審査をいう。
- (9) 健全化判断比率に関する審査 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について行う審査をいう。
- (10) 資金不足比率に関する審査 公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について行う審査をいう。
- (11) 直接請求による監査 県の事務の執行に関し、選挙権を有する者からその総数の50分の1以上の連署をもつて請求があつたときに行う監査をいう。
- (12) 議会の請求による監査 県の事務に関し、議会の請求があつたときに行う監査をいう。
- (13) 知事の要求による監査 県の事務の執行に関し、知事の要求があつたときに、その要求に係る事項について行う監査をいう。
- (14) 住民監査請求による監査 知事、委員会若しくは委員又は県の職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財務会計上の行為を怠る事実について、県民の請求があつたときに行う監査をいう。
- (15) 職員の賠償責任に関する監査 会計管理者、予算執行職員等の賠償責任の有無及び賠償額の決定について、知事又は公営企業管理者から請求があつたときに行う監査をいう。

( 実施の方法 )

第5条 委員は、監査を行うに当たり、書記（法第200条第3項に規定する書記をいう。）に命じて、当該監査実施箇所別に定める説明書の提出を求めさせ、並びに説明の聴取及び関係書類等の調査（以下「職員調査」という。）を行わせるものとする。

- 2 監査は、委員が、職員調査の結果について書記から復命を受けた後に又は職員調査と同時に、当該監査実施箇所の長等から直接説明を聴取するとともに、必要に応じ、自ら関係書類、工事現場その他実物を調査する等の方法により行うものとし、この方法による監査を「監査（甲）」という。
- 3 委員は、前項の規定にかかわらず、職員調査の結果に基づき監査を行うことができるものとし、この方法による監査を「監査（乙）」という。
- 4 審査は、前3項の規定に準じて行うものとする。ただし、健全化判断比率に関する審査及び資金不足比率に関する審査にあつては、監査（乙）の方法に準じて行うものとする。
- 5 検査は、第1項の規定に準じて書記に行わせるほか、必要に応じ、委員が自ら行うものとする。

( 実施計画 )

第6条 監査等は、あらかじめ年間計画及び月間計画を定めて行う。

- 2 年間計画は、毎年12月から翌年11月までに職員調査を開始する監査等（次条第1項各号に掲げる

ものに限る。)について、監査等の種別ごとに、対象とする期間、実施時期、実施方法、監査(甲)及び監査(乙)別の実施箇所数、重点項目等を11月までに定める。

3 月間計画は、監査等(次条第1項第1号から第4号までに掲げるものに限る。)について、監査等の種別ごとに、実施箇所、実施予定期日等を前月までに定める。

(実施の時期等)

第7条 年間計画に定める監査等の実施時期は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 定期監査  
12月から翌年9月まで
- (2) 財政的援助団体等の監査  
9月から翌年1月まで
- (3) 指定金融機関等の監査  
11月
- (4) 例月出納検査  
毎月下旬
- (5) 決算審査  
ア 一般会計及び特別会計を対象とするもの  
6月から9月まで  
イ 公営企業会計を対象とするもの  
5月から7月まで
- (6) 基金運用状況の審査  
6月から9月まで
- (7) 健全化判断比率に関する審査  
7月から9月まで
- (8) 資金不足比率に関する審査  
7月から9月まで

2 前項各号に規定する監査等の対象とする期間は、監査等を実施する月の属する会計年度の前会計年度とする。ただし、定期監査にあつては前回の定期監査の対象となつた期間後であつて別に定める期間、例月出納検査にあつては当該検査を実施する月の前々月とする。

3 本庁(知事部局の本庁機関、企業庁の本庁機関、議会局、教育局の本庁、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、神奈川県漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局、選挙管理委員会並びに警察本部をいう。)の定期監査の際、決算審査を行うものとする。

(監査の結果等の発表)

第8条 次の各号に掲げる監査の結果等については、当該各号の定めるときに発表するものとする。

ただし、委員が協議により必要ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 定期監査、随時監査、特定事務監査及び財政的援助団体等の監査の結果 当該監査の結果に関する報告を議会及び知事等に提出したとき。
  - (2) 住民監査請求による監査の結果又は当該請求の却下 請求人に通知したとき。
- 2 前項の発表の手續に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 法令の規定に基づいて行う委員の告示又は公表(第1項及び包括外部監査人が行う監査の結果に係るものを除く。)の内容は、当該告示又は公表をした後でなければ発表することができない。ただし、委員が協議により必要と認めた場合は、この限りでない。

(実施基準)

第9条 監査等の実施に関する基準は、別に定める。

(局長等の専決)

第10条 代表監査委員の権限に属する事務は、別に定めるところにより、局長その他の事務局職員が専決することができる。

(補則)

第11条 この告示の実施につき必要な事項は、委員が協議して定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

- 2 神奈川県監査委員職務執行規程(昭和32年神奈川県監査委員告示第1号。以下「旧告示」という。)は、廃止する。
- 3 この告示の施行の日前に旧告示の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、この告示中に旧告示の規定に相当する規定があるときは、この告示の規定によつてなされたものとみなす。  
附 則(昭和58年3月10日監査委員告示第1号抄)  
(施行期日)
  - 1 この告示は、昭和58年4月1日から施行する。  
附 則(平成2年3月31日監査委員告示第2号)  
この告示は、平成2年4月1日から施行する。  
附 則(平成3年8月9日監査委員告示第1号)  
この告示は、公表の日から施行する。  
附 則(平成3年12月27日監査委員告示第2号)  
この告示は、平成4年1月1日から施行する。  
附 則(平成8年3月29日監査委員告示第3号)  
この告示は、平成8年4月1日から施行する。  
附 則(平成11年3月31日監査委員告示第3号)  
この告示は、平成11年4月1日から施行する。  
附 則(平成12年3月31日監査委員告示第2号)
    - 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
    - 2 この告示の施行の日前に知事、委員会及び委員が執行したその権限に属する事務の執行に関する定期監査及び随時監査については、なお従前の例による。  
附 則(平成16年3月30日監査委員告示第1号)  
この告示は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則(平成17年3月29日監査委員告示第2号)  
この告示は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則(平成20年7月15日監査委員告示第4号)  
この告示は、公表の日から施行する。  
附 則(平成22年3月30日監査委員告示第4号)  
この告示は、平成22年4月1日から施行する。  
附 則(平成24年3月30日監査委員告示第1号)  
この告示は、平成24年6月1日から施行する。  
附 則(平成25年3月29日監査委員告示第1号)  
この告示は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則(平成27年3月20日監査委員告示第1号)  
この告示は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則(平成28年3月31日監査委員告示第 号)  
この告示は、平成28年4月1日から施行する。